○文部科学省令第三十二号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条及び第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（異動報告）	（異動報告）
第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。	**第一条**　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内に、様式第一号から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。	四　加入者の氏名、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。
五　［略］	五　［同上］
2　［略］	2　［同上］
（被扶養者の認定申請等）	（被扶養者の認定申請等）
第一条の五　加入者となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は加入者について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その加入者は、直ちに、様式第八号（個人番号を記載したもの）による申請書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。	**第一条の五**　加入者となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は加入者について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その加入者は、直ちに、様式第八号による申請書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。
2・3　［略］	2・3　［同上］
（第四号厚生年金被保険者等に関する原簿）	（第四号厚生年金被保険者等に関する原簿）
第三条の五　［略］	**第三条の五**　［同上］
2　厚生年金保険法第二十八条に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	2　厚生年金保険法第二十八条に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　加入者の基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）	一　加入者の基礎年金番号
二～六　［略］	二～六　［同上］